

別紙 2

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標（令和6年度）に対する自己評価結果

都道府県名： **山梨県**

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

介護給付適正化の推進

（数値目標）

市町村における適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合）実施率（令和7年度：100%）

目標を設定するに至った現状と課題

本県の高齢化率は令和6年度で31.6%と、全国より早く高齢化が進んでいる。今年度は、いわゆる団塊世代がすべて75歳以上となる年であり、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための介護給付適正化の取組をより一層推進していくことが必要となる。

第6期山梨県介護給付適正化計画（令和6～8年度）においては、「市町村の適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合）の実施率100%」を取組目標に掲げ、介護保険の審査・支払機関であり、介護給付適正化システム（以下「適正化システム」という）により適正化事業の取組を支える山梨県国民健康保険団体連合会と連携しながら、市町村の取組を支援している。

取組の実施内容、実績

[要介護認定の適正化]

- ・介護認定調査員研修（新任・現任）、主治医研修を実施。
- ・介護認定調査員現任研修については、前年度のアンケート結果から、「選択に迷う調査項目や特記事項の記入方法」を研修テーマに位置づけ、認定調査の適正化を推進した。

[ケアプランの点検]

- ・住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査に関する好事例の横展開を図るため、好事例を実施している県内2市町村の職員を講師として、市町村担当者を対象に研修を実施。

[縦覧点検・医療情報との突合]（山梨県国民健康保険団体連合会と連携）

- ・適正化システム操作研修会の開催。
- ・市町村担当者を対象に、介護給付適正化の取組を推進するために適正化の具体的事例や留意事項等の研修会を開催。
- ・国保連と県が同行して市町村を訪問し、帳票を活用した介護給付適正化点検方法等の説明を実施した。

自己評価

[市町村における適正化事業の実施率]
(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合)

- ・目標値（令和8年度） 100%
- ・基準値（令和4年度） 96.3%
- ・現状値（令和6年度） 96.3%

※基準値（令和4年度）は「保険者機能強化推進交付金」の評価指標の該当状況調査による。
※現状値は、令和6年度実績

・現状値（令和6年度実績）は96.3%となり、基準値（令和4年度実績）と変わらず、多くの保険者では適正化主要3事業全てを実施しているものの、1保険者において2事業の実施となった。

・主要3事業別の実施保険者数は、全27保険者中、「縦覧点検・医療情報との突合」は全保険者、「ケアプランの点検」は26保険者、「要介護認定の適正化」は全保険者が実施となった。

※複数項目に分ける場合には、項目ごとに様式を分けて記入する。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

適正化事業のうち、「ケアプラン点検」に多くの保険者が取り組み、ケアプランの質の向上、ケアマネジャーのスキルアップ、保険者とケアマネジャーとの信頼関係の向上が見られ、結果として介護保険の適正利用等の成果につながっている。

管内保険者の自己評価と該当する目標数は次のとおり（保険者が設定した目標数：計45）。自己評価「3」以上の目標数は、44目標（97.8%）となった。

（山梨県）保険者の自己評価結果（令和6年度）

自己評価	令和6年度 設定目標数・割合	（参考）令和5年度 設定目標数・割合	（参考）令和4年度 設定目標数・割合	（参考）令和3年度 設定目標数・割合
5	20目標(44.4%)	17目標(37.0%)	16目標(33.2%)	16目標(29.6%)
4	15目標(33.3%)	17目標(37.0%)	14目標(29.2%)	15目標(27.8%)
3	9目標(20.0%)	10目標(21.7%)	15目標(31.3%)	19目標(35.2%)
2	1目標(2.2%)	2目標(4.3%)	3目標(6.3%)	3目標(5.6%)
1	0目標(0.0%)	0目標(0.0%)	0目標(0.0%)	1目標(1.9%)
合計	45目標	46目標	48目標	54目標

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

給付の適正化を推進していくためには、要介護認定の適正化は不可欠であることから、実際に調査を担当する市町村の認定調査員、更新申請者の認定調査を受託する居宅介護支援事業所等の介護支援専門員及びその調査を点検する市町村職員の質を向上する必要がある。そのため、日時・場所に関わらず受講が可能なeラーニングを活用した研修を実施しているところがある。